

(仮称)杉並区公契約条例(案)(条例大綱)

1 条例制定の意義・理念と公契約に係る基本方針について

- この条例は、公契約に係る基本方針を定め、適正な競争に基づく公平かつ公正な入札・契約制度の確立と公契約に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進させるとともに、公契約の品質及び適正な履行の確保を図り、もって地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的とするものです。
- 公契約に係る手続きの透明性の確保や不正行為の排除、区と受注者の対等な関係に基づく公契約に関する施策の適正な運用、労働者の適正な労働環境の確保、区内業者の受注機会の確保、区が推進する施策の実現に寄与する事業者の適正な評価等について公契約に係る基本方針として定めます。
- 区と受注者のそれぞれが果たすべき基本的な責務を定めます。

2 対象となる労働者の範囲と労働報酬下限額の設定等の規定について

- 対象となる労働者は下請け業者の労働者や派遣労働者、一人親方等を含むものとします。
- 労働者の適正な労働環境を確保するために必要な、受注者が支払う報酬の下限額（労働報酬下限額）の設定等について規定します。

3 対象となる公契約の範囲と契約条項(仕様書)において定める内容について

- 目的規定や基本方針等、区と受注者が守るべき基本的なルールについては、すべての公契約を対象とします。
- 労働報酬下限額以上の報酬支払い義務や区への報告書の提出、受注者の連帯責任条項等、条例中の特定の規定を適用する公契約は一部の公契約とします（「特定公契約」）。
- 特定公契約の範囲については、工事：予定価格 5,000 万円以上、委託：予定価格 1,000 万円以上のうち特定の業種に該当するもの、指定管理者と締結する協定：原則としてすべての協定を対象とします。
- 特定公契約に該当する契約については、労働報酬下限額以上の報酬支払い義務や区への報告書の提出、受注者の連帯責任条項等の具体的な履行内容を契約条項（仕様書）において定めることとし、区と受注者の双方合意の上で適用させます。

4 区の権限について

- 公契約の内容に沿った履行を確認するための立ち入り調査や、違反事実があった場合の公表等、区の権限について規定します。

5 (仮称)杉並区公契約審議会の設置について

- ・労働報酬下限額の設定にあたっては、受注者、労働者双方の代表や外部有識者を含む附属機関（(仮称)杉並区公契約審議会）を設置し、客観的かつ公平な議論を踏まえて設定します。
- ・(仮称)杉並区公契約審議会においては、労働報酬下限額の設定のほか、条例の運用状況に関する事項など、区長が特に必要と認める事項に関する審議も行います。